

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による葬祭料の支給に関する処分及び同月〇日付けで同人に対してした同法による遺族補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C本部に所属し、D所在の会社E営業所（以下「事業場」という。）に配属され、F病院改修工事（以下「本件工事」という。）において、平成〇年から現場代理人になり、先に現場代理人になっていた同僚とともに、本件工事の施工管理業務を2人で分担して従事していた。
- 2 請求人によると、同僚の現場代理人が異動となり、平成〇年〇月〇日から、被災者は一人で本件工事の現場代理人の業務を行うこととなり、長時間労働や休日出勤を行わざるを得なくなったという。被災者は、平成〇年〇月〇日、縊頸により自殺した。
- 3 請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとして、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円と算定し、葬祭料については同額をもって支給する旨の処分をするとともに、遺族補償給付については年齢階層別限度額を超えていることから最高限度額である〇円をもって支給する旨の処分をした（以下「本件処分」という。）。本件は、請求人が本件処分の給付基礎日額を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査

請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

遺族補償給付における給付基礎日額が、監督署長において算出した〇円を超えるか。また、葬祭料における給付基礎日額が、監督署長において算出した〇円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件処分における被災者の労働時間の算定について、①始業時刻については、被災者が使用していたパソコンのログ記録がない日は、会社所定の始業時刻よりも前にログ起動があった日の平均時刻とするか、少なくとも午前7時30分と認定すべきであり、②休憩時間については、反生理的な長時間労働の実態が認められることから、被災者が日々1時間の休憩が取れたとは通常考えられず、また、休日出勤した日に1時間の休憩を取るなど更にあり得ない旨主張するので、以下検討する。

(2) 被災者に係る労働時間については、会社は「基準外割増賃金の算出内訳」及び「勤務実績一覧(想定労働時間算出用)」を提出しているところ、被災者の始業時刻及び終業時刻について、原則として、被災者が使用していたパソコン起動・終了時間一覧表のログオン時刻を使用し、ログオンを行っていない場合、会社の所定労働時間内にログオンを行っている場合及びログオン時刻が午前8時から午前8時30分までの場合には、会社所定の始業時刻が午前8時30分であるところ、始業時刻を午前8時としていることが認められる。Gは聴取書

において、本件工事における朝礼が午前8時から開催され、朝礼の事前準備は前日に行っている旨述べているところであり、決定書理由に説示するとおり、合理的な推認方法であると考えられることから、監督署長が上記証拠に基づいて被災者の始業時刻を認定し、被災者の労働時間を確定したことは、当審査会としても、妥当な判断であると認められる。

- (3) 被災者の休憩時間については、本件工事において、被災者とともに現場代理人の経験があるHは、聴取書において、昼休みは1時間で、昼食後は被災者も昼寝をしていた旨述べ、関連企業の作業員Iも、聴取書において同様に述べていることから、当審査会としても、被災者は昼休みに休憩を1時間取得していたものと判断する。

なお、請求人は、休日出勤の場合は、被災者は休憩時間を取らなかったはずであると主張するが、一件書類からはこれを疎明する客観的な根拠が見いだせないことから、同主張は認められない。

- (4) よって、給付基礎日額の算定に当たっては、上記(2)及び(3)において算定した各日の始業時刻及び終業時刻について、各々、1分から29分切り上げ30分単位で計算しており、決定書理由に説示するとおり、本件処分における給付基礎日額は適正であり、監督署長の本件処分に誤りはない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。